

8 法令等

いわき市防災会議条例

〔昭和41年10月1日
いわき市条例第54号〕

改正	昭和45年3月31日	いわき市条例第31号
	昭和47年6月26日	いわき市条例第40号
	昭和48年9月5日	いわき市条例第58号
	昭和52年6月29日	いわき市条例第45号
	平成8年11月15日	いわき市条例第34号
	平成12年3月29日	いわき市条例第33号
	平成15年9月30日	いわき市条例第41号
	平成17年6月30日	いわき市条例第36号
	平成21年3月31日	いわき市条例第7号
	<u>令和4年9月22日</u>	<u>いわき市条例第24号</u>

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、いわき市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) いわき市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項（前号に規定する重要事項を除く。）を審議すること。
- (4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関その他の国の地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 福島県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 福島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他の関係者の職員等のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて委嘱する者

6 委員の定数は、40 人以内とする。

7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 3 月 31 日いわき市条例第 31 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 6 月 26 日いわき市条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 9 月 5 日いわき市条例第 58 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 6 月 29 日いわき市条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 15 日いわき市条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日いわき市条例第 33 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 30 日いわき市条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日いわき市条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日いわき市条例第 7 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 22 日いわき市条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

いわき市災害対策本部条例

〔昭和41年10月1日〕
〔いわき市条例第55条〕

改正 平成24年8月30日 いわき市条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、いわき市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日いわき市条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月30日いわき市条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

いわき市被災救助費支給条例

〔昭和42年7月6日〕
いわき市条例第69号

改正 昭和52年3月29日 いわき市条例第26号

改正 昭和61年8月18日 いわき市条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対して被災救助費（以下「救助費」という。）を支給することにより、被災者の自立の助長と援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において災害とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 火災により住家を焼失したとき。
- (2) 水害、風害又は高潮により住家を流失し、水没し、又は倒壊したとき。
- (3) 震災又は崩災により住家を倒壊し、又は埋没したとき。
- (4) その他前各号に類する災害により住家を倒壊し、埋没し、又は流失し、若しくは水没したとき及び床上浸水により生活必需品に被害を受け市長が救助を必要と認めたとき。

(届出)

第3条 被災者は、被災の状況について市長に届け出なければならない。

(救助費の種類)

第4条 この条例による救助費の種類は、救助金及び弔慰金とする。

(救助費の額)

第5条 被災者で、その災害を受けた住家に現に居住していた者には、別表第1に掲げる額の救助金を支給する。

- 2 市内に居住する者が災害に起因して死亡したときには、その死亡者の葬祭を行う者に別表第2に掲げる額の弔慰金を支給する。

(認定)

第6条 市長は、第3条の届け出があったときには、救助費の支給の可否について認定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により認定したときは、直ちにその旨を届け出た者に通知しなければならない。この場合において、支給する旨の認定をした者に対しては、支給通知を

もつてこれにかえるものとする。

(適用除外)

第7条 災害の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合は、その者に対しては救助費を支給しないことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和41年いわき市告示第24号により施行された磐城市被災扶助費支給条例(昭和40年磐城市条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和52年3月29日いわき市条例第26号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年8月18日いわき市条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のいわき市被災救助費支給条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、昭和61年8月4日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のいわき市被災救助費支給条例の規定に基づいて支給された被災救助費は、改正後の条例の規定に基づく被災救助費の内払とみなす。

別表第1(第5条関係)

区 分	救 助 金	
	1世帯につき	被災者1人につき
全焼、全壊、流出、水埋没	100,000円	20,000円
半焼、半壊	50,000円	10,000円
床上浸水	30,000円	—

別表第2(第5条関係)

区 分	弔 慰 金
	死亡者1人につき
大 人	200,000円
小 人	100,000円

備 考 (1) 小人とは、義務教育終了前までの者をいう。

(2) 大人とは、(1)以外の者をいう。

いわき市被災救助費支給事務処理要領

被災救助費の支給については、この要領の定めるところによる。

- 1 条例第2条第4号に定めるその他前各号に類する災害とは、落雷による住家の焼失等をいい、第三者による加害行為等は含まないものとする。生活必需品には、衣類、寝具、厨房用品のほか畳を含むものとする。
- 2 被災救助費の支給を受けようとするときは、救助金については、被災世帯代表者が、弔慰金にあつてはその死亡者の葬祭を行なう者が、被災状況届（第1号様式）を市長に提出するものとする。この届け出については、口頭、電話又は第三者による届け出のいずれによるものも有効として取扱うものとする。
- 3 条例第6条第1項に定める被災状況届の提出があつたときは、被災状況調（第2号様式）により、当該災害の実状をすみやかに調査しなければならない。
- 4 条例第6条第2項に定める認定の通知のうち却下の通知については、被災救助費支給却下通知書（第3号様式）による。
- 5 条例第7条の規定の適用については、故意、又は重大な過失による疑いがあり、かつ原因の調査が行なわれている場合は、その期間支払を留保するものとする。
- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

第1号様式

被災状況届

災害発生時の日時	年 月 日		災害種別							
1 住家の被害状況			被害評価総額							
	棟数	建面積	延面積	損害額	備考					
住家										
非住家										
家財等										
2 被災世帯の状況（死亡者は朱書）										
氏名	年齢	性別	続柄	職業	氏名	年齢	性別	続柄	職業	

上記のとおり被災状況をお届けします。

年 月 日

いわき市長

様

住所 いわき市

氏名



第2号様式

被災状況調

災害原因							
住居被害程度	全焼	半焼	全壊	半壊	埋没	水没	床上浸水
災害発生場所							
被害状況	家屋関係		人的関係				
応急措置状況							
人的被害の原因							

被災見取図（焼失面積は斜線  で示す）別に添付

上記のことについて、相違のないことを証明します。

年 月 日

支所長（地区保健福祉センター所長）

⑩

受付 番号	
----------	--

第3号様式

被災救助費支給却下通知書

申請人	住所 氏名	
却下の理由		
<p>平成 年 月 日付で被災状況届がありましたが上記の理由で被災救助費は支給できないので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">いわき市長</p> <p style="text-align: center;">様</p>		

災害対策基本法のあらまし

1 法の趣旨

災害対策の確立、責任の所在を明確にして、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置等必要な災害対策の基本を定めて、総合的かつ計画的な防災行政の整備推進をはかり、社会秩序の維持と公共の福祉の確立に資する目的をもってこの法律が制定されたものである。

2 内容のあらまし

(1) 災害の範囲

暴風、豪雨、豪雪、洪水その他異常な自然現象による被害、大規模な火事または爆発による被害、更にその及ぼす被害の程度において以上のあげた被害と同程度のものを含み、例えば大交通事故または大衆の雑路により生ずる事故等があげられる。

(2) 防災に関する組織

ア 中央防災会議 — 会長は内閣総理大臣

防災基本計画の作成と実施の推進、内閣総理大臣の諮問審議等を行う。

イ 福島県防災会議 — 会長は知事

福島県防災計画の作成等の業務を行う。

ウ いわき市防災会議 — 会長は市長

いわき市防災計画の作成業務を行う。

} 防災会議

(委員、専門委員、幹事)

エ 非常災害対策本部（緊急災害対策本部） — 国

オ 福島県災害対策本部 — 県

カ いわき市災害対策本部 — いわき市

} 災害対策本部

(臨時機関)

(3) 防災計画

国は防災基本計画、都道府県、市町村は、それぞれ地域防災計画及び国の指定行政機関等は、防災業務計画を策定する。

(4) 災害予防

災害予防責任者（国の機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関及び防災上重要な施設の管理者等）に対し、防災訓練、防災のための必要な施設、設備の整備及び点検等の業務を課し災害予防に資すること。

(5) 災害応急対策

災害応急対策責任者は、災害情報の収集伝達に努め、更に災害応急対策として、災害救助法に基づく救助のほか、警報、避難、交通の規制、漂流物の処理、清掃、防疫その他必要な災害応急対策の基本的事項を定めておく。

ア 市町村の応急措置

警戒区域の設定、消防、水防、救助等の応急措置の実施

イ 都道府県の応急措置

災害救助法に基づく応急救助の実施及びこれらの補完的応急措置の実施、市町村長の応急措置の代行又は指示を行い応急措置の適正実施をはかる。

従事命令等による救助態勢の実施確立をはかり応急措置の実施を行う。

災害時における交通の禁止及び制限をはかり、緊急輸送の実施を行う。

(公安委員会)

ウ 指定行政機関の長及び指定公共機関の長等の応急措置

防災計画に基づく応急措置の実施をはかる。

エ その他

公用令書の交付、損失補償及び実費弁償、損害補償及び被災者の応急救助措置として、公的徴収金の減免等を規定して応急救助の実施の円滑化を企図している。

(6) 災害復旧

災害復旧は原形復旧にとどまらず再度災害の防止のための施設の新設改良を併せて行うこと等を規定するとともに災害復旧の適正迅速化を企図している。

(7) 財政金融措置

激甚災害に対する国庫負担、国庫補助の制度の合理化と恒久的立法を行うべき義務規程等を定めて災害対策金融の円滑化をはかっている。

なお、地方公共団体に災害対策基金制度の新設をはかり災害対策の臨時的経費の確保に努めることとする。

(8) 災害緊急事態

国において激甚なる災害に際し、災害緊急事態の布告を行い、内閣総理大臣を長とする緊急災害対策本部を総理府に設けて、特に不足している生活必需物資の配給譲渡等の制限若しくは禁止、物価又は役務等の対価等最高額の決定、金銭債務の支払の延期等の措置を講じて激甚災害応急対策の推進をはかる。

3 指定公共機関、指定地方公共機関の災害対策基本上の事務

(1) 業務に係る防災に関する計画の作成及び実施並びに国、県、市の防災計画の作成及び実施についての協力（法第6条第1項）

(2) 地方防災会議の行う資料の提出等の要求の対象となること（法第21条）

(3) その処理すべき業務について、市防災計画に定めるものであること

(法第42条第2項第1号)

(4) 市防災会議の会長等の行う防災計画の実施の推進のための要請等の対象となること

(法第45条第1項)

(5) 災害予防の実施（法第46条）

(6) 防災に関する組織の整備（法第47条）

(7) 防災訓練義務（法第48条）

(8) 防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務（法第49条）

(9) 災害応急対策の実施（法第50条）

(10) 災害に関する情報の収集及び伝達（法第51条）

(11) 市長の行う通知又は要請の対象となること（法第 56 条）

(12) 災害時における応急措置の実施（法第 77 条）

(13) 災害復旧の実施（法第 87 条）

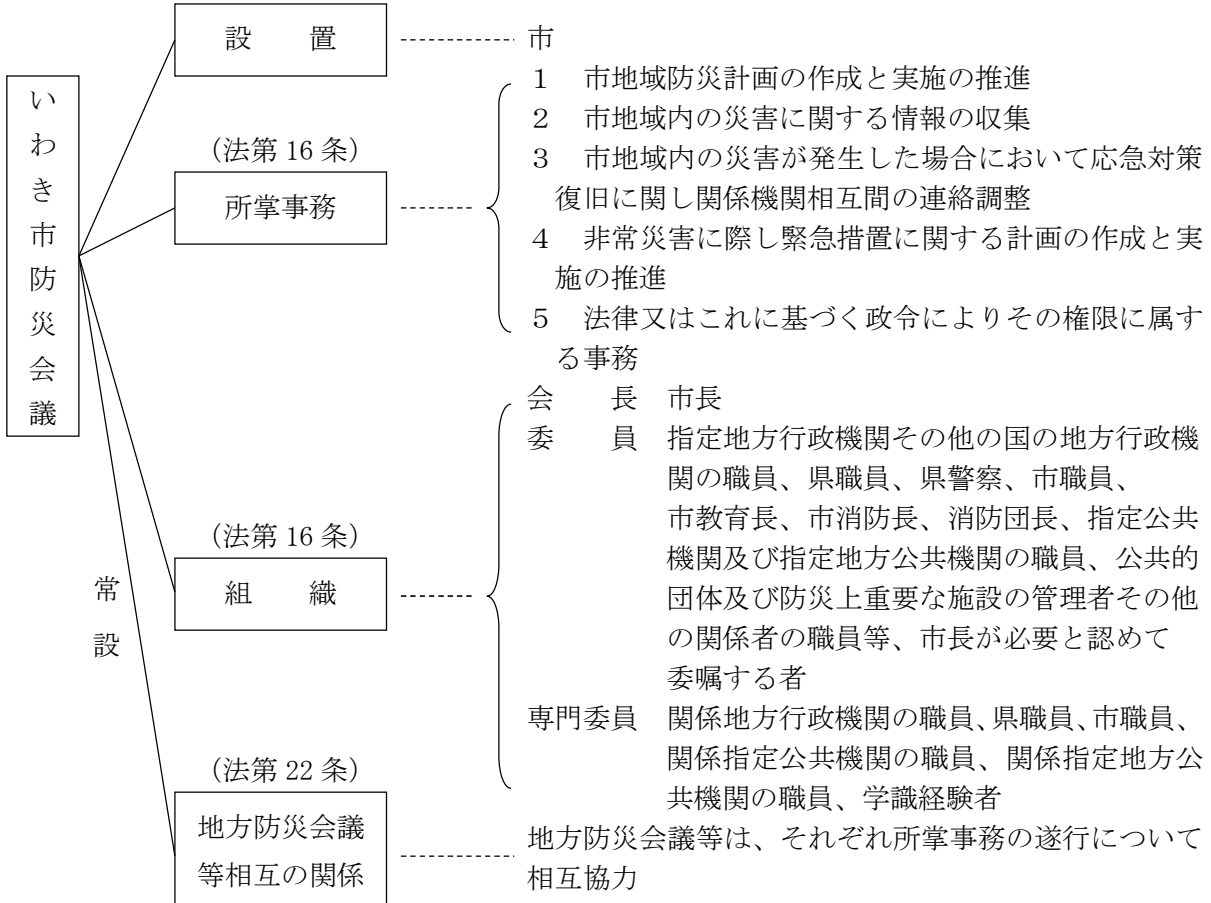
指定公共機関とは 東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、日本銀行
日本赤十字社、日本放送協会、東日本高速道路（株）
日本通運(株)、東北電力(株)、東京電力(株)、日本郵便（株）

指定地方公共機関とは (公社)福島県バス協会、福島交通(株)、新常磐交通(株)、
会津乗合自動車(株)、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、
(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、
(株)エフエム福島(株)福島民報社、(株)福島民友新聞社、
(社)福島県トラック協会、(社)福島県医師会、
(社)福島県歯科医師会、(社)福島県薬剤師会、
(社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会
(社)福島県LPガス協会、社会福祉法人福島県社会福祉協議会
(社)福島県警備業協会、(一社)福島県建設業協会、

4 災害に対処する市の組織

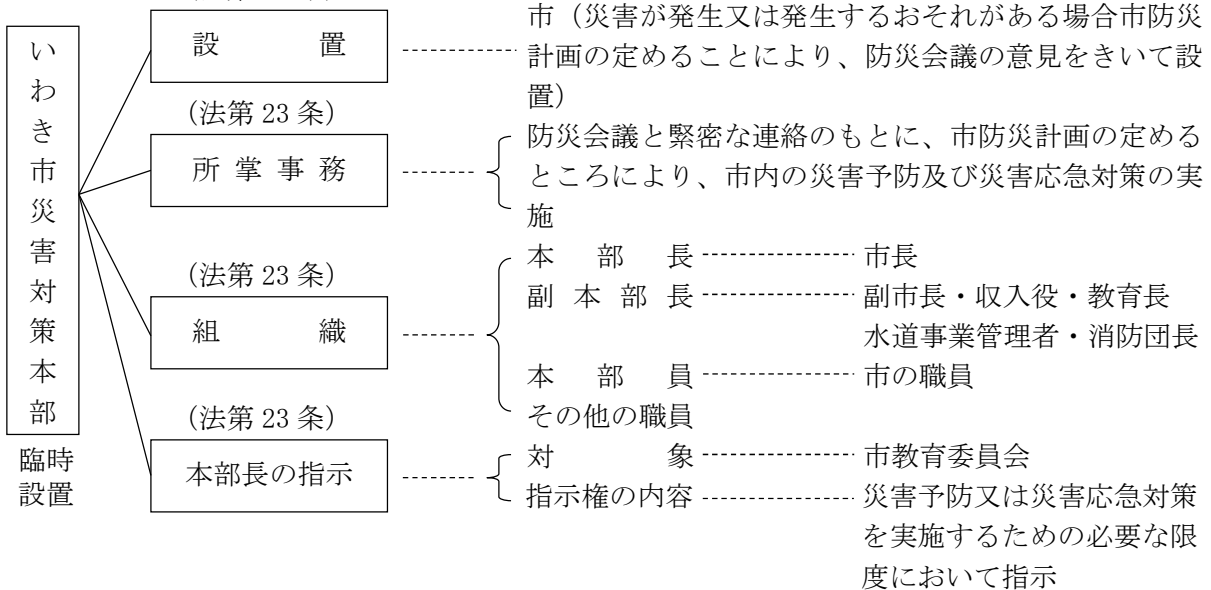
(1) 防災会議とは

(法第 16 条)



(2) 災害対策本部とは

(法第 23 条)



災害救助法のあらまし

1 災害救助法による救助の本質

- (1) 災害に際しての応急救助である。
- (2) 被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。
- (3) 国の責任において行われるものである。
- (4) 地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

2 救助の実施体制

- (1) 実施機関……………都道府県知事（法定受託事務）
- (2) 協力機関……………日本赤十字社
- (3) 都道府県知事相互間の応援
- (4) 補助機関……………市町村

3 災害救助法の適用

- (1) 法による救助の要否は、市の区域単位に判定するものであること。
- (2) 原則として、同一原因による災害によるものであること。
- (3) 罹災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

4 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項による）

- (1) 市の区域内の住家の滅失した世帯が次の世帯以上に達した場合。

市の人口	滅失世帯数
300,000人以上	150世帯

- (2) 市の区域内の住民の滅失した世帯が(1)の基準に達しないが、福島県の区域内の滅失世帯数が1,500世帯以上（福島県の人口が1,000,000人以上2,000,000人未満の場合）に達し、市の区域内の滅失世帯が次の世帯以上に達した場合。

市の人口	滅失世帯数
300,000人以上	75世帯

- (3) 滅失世帯数が(1)または(2)の基準に達しないが、福島県の区域内の滅失世帯が7,000世帯以上（福島県の人口が1,000,000人以上2,000,000人未満の場合）に達し、市の区域内において市の救護活動に任せられない程度の多数の世帯の住家が滅失した場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難

とする特別の事情がある場合であって市の救護活動に任せられない程度の多数の世帯の住家が滅失した場合。

※ 被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合とは、

ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離または孤立している等のため生活必需品の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため、特殊の技術を必要とする場合。

ウ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

※ 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(5) 市の救護活動に任せられない程度の多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

5 被害程度の判定基準

(1) 「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれ等生活に必要な部分の戸数は、合して1戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。

(2) 「世帯」とは、生計を1つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取扱う。

(3) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(4) 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるも

のをいう。

- (5) 「負傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者をいう。「負傷」のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みの者をいい、「軽傷」とは、1月未満で治ゆできる見込みの者をいう。
- (6) 「全壊（焼）」、「流失」とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
- (7) 「半壊（焼）」とは、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。
- (8) 「床上浸水」とは、前記(6)及び(7)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- (9) 「床下浸水」とは、浸水が床上浸水に達しない程度のもをいう。
- (10) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。

6 委任

法第13条及び第13条第2項の規定により、市町村長は、知事が災害ごとに委任する救助を実施する。

7 災害救助法による救助基準

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

- a 避難所には、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するものとする。
- b 避難所には、学校、公民館等の既存の建物をあてることを原則とするが、これら適当な建物が得がたい場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- c 避難所の設置のために支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物または器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費とし、次の額の範囲内その額は1人1日あたり330円以内の額とする。

福祉避難所（高齢者・障がい者等への配慮を必要とする避難所）を設置した場合は、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

- d 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者へ

の健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

e 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 応急仮設住宅

a 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。

b 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は6,285,000円以内とする。

c 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設）を応急仮設住宅として設置できる。

e 応急仮設住宅の設置に変えて賃貸住宅の居室の借上げを実施、収容できる。

f 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

g 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期間内（最高2年以内）とする。

(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊出しその他による食品の給与

a 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けたために炊事のできない者及びこれらの被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者（以下「被災者」という。）に対して行うものとする。

b 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。

c 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,180円以内とする。

d 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 飲料水の供給

a 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

b 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購入費他、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

c 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

ア 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- a 被服、寝具及び身のまわり品
- b 日用品
- c 炊事用具及び食器
- d 光熱材料

ウ 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

a 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏季 4月～9月	18,700 円	24,000 円	35,600 円	42,500 円	53,900 円	53,900円に6人以上1人を増すごとに7,800円を加算した額
冬季 10月～3月	31,000 円	40,100 円	55,800 円	65,300 円	82,200 円	82,200円に6人以上1人を増すごとに11,300円を加算した額

b 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
夏季 4月～9月	6,100 円	8,200 円	12,300 円	15,000 円	18,900 円	18,900円に6人以上1人を増すごとに2,600円を加算した額
冬季 10月～3月	9,900 円	12,900 円	18,300 円	21,800 円	27,400 円	27,400円に6人以上1人を増すごとに3,600円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう行うものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

- a 医療は災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものと

する。

b 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、若しくはきゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

c 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

d 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

e 医療を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 助産

a 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失ったものに対して行うものとする。

b 助産は次の範囲内において行うものとする。

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前及び分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

c 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

d 助産を実施する期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

(5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索、救出のために行うものとする。

イ 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他の救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

(6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊または半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行

うものとする。

イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当り次に掲げる額以内とする。

a 次に掲げる世帯以外の世帯 655,000 円

b 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内に完了するよう行うものとする。

(7) 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なうものとする。

イ 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業を回復するの見込が確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

ウ 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額とする。

a 生業費 1件あたり 30,000 円

b 就職支度金 1件あたり 15,000 円

エ 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものである。

a 貸与期間 2年以内

b 利子 無利子

オ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないものとする。

(8) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

a 教科書

b 文房具

c 通学用品

ウ 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。

a 教科書代

・ 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に

規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

- ・ 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与にするための実費

b 文房具及び通学用品費	
小学校児童等 1 人当り	4,700 円
中学校生徒等 1 人当り	5,000 円
高等学校等生徒 1 人当り	5,500 円

エ 学用品の給与は災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については、15 日以内に完了するよう行うものとする。

(9) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。

- a 棺（附属品を含む。）
- b 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- c 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1 体当たり大人 213,800 円、小人 170,900 円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するよう行うものとする。

(10) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するよう行うものとする。

(11) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

- a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

エ 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。

- a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当り 3,500 円以内とする。
- b 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用でき

ない場合は1体当たり、5,400円以内とする。

また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

c 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生日から10日以内に完了するように行うものとする。

(12) 障害物の除法

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれたため、一時的に居住できない状態であり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

イ 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等とし、1世帯当たり、138,300円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生日から10日以内に完了するように行うものとする。

(13) 応急救助のための輸送費及び賃金職員雇上費

ア 応急救助のための輸送費及び賃金職員雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。

a 被災者の避難（避難を要する時間）

b 医療及び助産（災害発生日から14日以内、ただし助産は災害発生日を中心に前後7日の分べん者に対し、分べんした日から7日以内）

c 災害にかかった者の救出（災害発生日から3日以内）

d 飲料水の供給（災害発生日から7日以内）

e 死体の捜索（災害発生日から10日以内）

f 死体の処理（災害発生日から10日以内）

g 救済用物資の整理配分（被服寝具・生活必需品10日以内、教科書1月以内、他の学用品15日以内、炊き出し用食糧等7日以内）

イ 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

応急公用負担による応急措置従事者実費弁償費

(1) 職種別一人一日当たりの実費弁償額

ア	医師・歯科医師	23,500円以内
イ	薬剤師・診療放射線技師・ 臨床検査技師・臨床工学技師・ 歯科衛生士	16,200円以内
ウ	保健師・助産師・看護師・准看護師	16,000円以内
エ	救急救命士	14,100円以内
オ	土木技術者・建築技術者	15,700円以内
カ	大工	28,900円以内
キ	左官	26,700円以内
ク	とび職	28,200円以内

(2) 上記従事者の施費及び超過勤務手当は、一般職員に準じて支給するものとする。

り災者に対する弔慰金・見舞金・援護資金一覧

対 象 災 害	内 訳	適 用 規 定
1. 火災により住家を焼失したとき。 2. 水害・風害又は高潮により住家を流失し、水没し、又は倒壊したとき。 3. 震災は崩災により住家を倒壊し、又は埋没したとき。 4. その他前各号に類する災害により住家を倒壊し、埋没し、又は流失し、若しくは水没したとき及び床上浸水により生活必需品に被害を受け、市長が救助を必要と認めたとき。	救助金の支給 弔慰金の支給	いわき市被災救助費支給条例
1. 市内で5世帯以上の住居が滅失した災害。 2. 福島県内で災害救助法が適用された市町村が1以上（いわき市以外も可）ある場合。 3. 前2号に掲げる災害と同等の災害と認められる特別の事情がある場合。	災害弔慰金の支給 （1～3号） 災害障害見舞金の支給 （1～3号） 災害援護資金の貸付 （2号）	いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例
いわき市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条第1項に規定に規定する災害を除く災害により 1. 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷をしたとき。 2. 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価値のおおむね3分の1以上である損害を受けたとき。	災害援護特別資金の貸付	いわき市災害援護特別資金貸付要綱

被害認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1カ月未満で治癒できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さい物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

	半 壊	住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一 部 破 損 (準半壊に至らない)	住家が準半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被 害 区 分		判 定 基 準
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害カ所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑 の 冠 水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
他	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

被害区分	判定基準	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林野荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産施設	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

改正

平成25年3月19日

平成26年7月29日

平成27年12月8日

令和2年7月17日

令和3年10月1日

いわき市がけ地近接等危険住宅移転等事業費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転又は土砂災害対策建築物の改修等を行う者に対し補助金等を交付するものとし、その交付については、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険住宅 次のアからウまでのいずれかに該当する区域に存する、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項に規定する建築物（以下「既存不適格建築物」という。）に該当するもの又は次のアからオまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

ア 福島県建築基準法施行条例（昭和26年福島県条例第60号）第5条第2項の規定により構造耐力上安全な擁壁を設けなければならない区域

イ 建築基準法第39条第1項に基づき指定された災害危険区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成20年法律第57号。

以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）

エ 土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込のある区域

オ 補助対象事業に着手した時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(2) 土砂災害対策建築物 土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定について、既存不適格建築物に該当するものをいう。

(3) 土砂災害対策改修 建築物を政令第80条の3の規定に適合するよう改修することをいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱において補助金等の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 危険住宅に居住する者。

(2) 土砂災害対策建築物の所有者。

2 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他公的な機関から補助金を受けていないこと。

(2) 市税の滞納が無いこと。

(3) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかの事業を行つたときは、補助対象事業として補助金等を交付することができる。

(1) 危険住宅の除却等（取り壊し若しくは移転又は倉庫、物置等他の用途への変更をいう。以下同じ。）

(2) 土砂災害対策建築物について行う土砂災害対策改修

2 市長は、前項第1号の規定により補助金等を交付したときは、次の各号に掲げる事業を補助対象事業として補助金等を交付することができる。ただし、危険住宅がいわき市防災集団移転促進事業に係る住宅移転事業補助金交付要綱（平成24年11月15日制定）第1条に規定する移転促進区域内（以下「移転促進区域内」という。）にある場合はこの限りでない。

(1) 危険住宅の代替住宅の建築（購入を含む。）及び改修

(2) 代替住宅を建築する敷地の購入

（補助対象経費及び交付基準）

第5条 この要綱において補助の対象となる補助対象経費、交付基準及び限度額等は、前条各号に規定する事業の区分に応じ、別表に定めるとおりとする（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

（申請書の提出期日及び添付書類）

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、毎年5月末日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 運転免許証、旅券その他申請者が本人（代理人が申請する場合にあっては、代理人であることが確認できる書類の写し）
- （2） 世帯全員の住民票の写しその他危険住宅又は土砂災害対策建築物に居住している者が確認できる書類
- （3） 危険住宅又は土砂災害対策建築物に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写しその他危険住宅又は土砂災害対策建築物の建築年月日がわかるもの
- （4） 市税の滞納が無いことを証する書類（申請日の30日以内に交付を受けたものに限る。）
- （5） 第3条第2項第3号に規定する暴力団員又は社会的非難関係者に該当しない者であることを市が関係機関に照会することに対する同意書
- （6） その他市長が必要と認める書類

3 第4条第1項第1号及び第2項に規定する事業については、次の各号に掲げる書類を追加して提出するものとする。

- （1） 危険住宅の付近見取図、配置図、敷地断面図、現況外観写真等
- （2） 移転建築計画の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図
- （3） 移転に要する費用を記載した見積書
- （4） 借入金支払利息見積書及び移転費用等見積書
- （5） 危険住宅に係る登記事項証明書その他危険住宅の所有者がわかるもの
- （6） 危険住宅の所有者が居住者と異なる場合は、所有者の危険住宅を除却等する旨の同意書

4 第4条第1項第2号に規定する事業については、次の各号に掲げる書類を追加して提出するものとする。

- （1） 土砂災害対策建築物が政令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる資料
- （2） 土砂災害対策建築物の付近見取図、配置図、敷地断面図、各階平面図、立面図、現況外観写真等

- (3) 土砂災害対策改修が政令第80条の3の規定に適合するものであることが確認できる図面等
 - (4) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書又はその写し
 - (5) 土砂災害対策建築物に係る登記事項証明書その他土砂災害対策建築物の所有者がわかるもの
- 5 規則第4条第1項第2号及び第3号までに掲げる書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定に当たっては、規則第5条第1項の規定にかかわらず、国又は国及び県の補助の決定を待つて交付の決定を行うものとする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第12条第2号に規定する書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2項に規定する事業については、次の各号に掲げる書類
 - ア 危険住宅の代替住宅の建築及び改修に係る工事中及び完了時の写真（代替住宅を購入した場合は当該住宅の写真）
 - イ 代替住宅の建設、改修、又は購入（土地代を含む）及び危険住宅の除却等の実施に関する契約書等の写し
 - ウ 代替住宅の建設、改修、又は購入（土地代を含む）及び危険住宅の除却等に係る領収書の写し
 - エ 危険住宅の除却等が確認できる書類
 - オ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（危険住宅の代替住宅の建築が同法第6条第1項の規定にする工事に該当する場合に限る。）
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 第4条第1項第2号に規定する事業については、次の各号に掲げる書類
 - ア 土砂災害対策改修の工事中及び完了時の写真
 - イ 土砂災害対策改修の実施に関する契約書等の写し
 - ウ 土砂災害対策改修に係る領収書の写し
 - エ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（土砂災害対策改修が同法第6条第1項の規定にする工事に該当する場合に限る。）
 - オ その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年6月1日から実施する。

2 がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和48年9月1日実施）は、廃止する。

附 則（昭和57年1月1日）

この要綱は、昭和57年1月1日から実施し、昭和56年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成25年3月19日）

この要綱は、平成25年3月19日から実施し、平成25年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成26年7月29日）

1 この要綱は、平成26年7月29日から実施する。

2 改正後の別表の規定は、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施する者のうち、危険住宅の除却等に要する経費、危険住宅の代替住宅の建築（購入を含む。）に係る費用又は代替住宅を建築する敷地の造成に係る費用（以下「危険住宅の除却等に要する経費等」という。）について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）第2条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第96号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課せられる者について適用し、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施する者のうち、危険住宅の除却等に要する経費等について、消費税法改正法第2条の規定による改正前の消費税法の規定による消費税及び地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方消費税が課せられる者については、なお、従前の例による。

附 則（平成27年12月8日）

この要綱は、平成27年12月8日から実施し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年7月17日）

この要綱は、令和2年7月17日から実施する。

附 則（令和3年10月1日）

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	交付基準	限度額
第4条第1項 第1号の事業	危険住宅の除却等に 要する経費	撤去費、動産移転費、仮住居 費、跡地整備費、その他	1戸当たり975千円を限度とする。

第4条第2項 第1号の事業	危険住宅の代替住宅の建築（購入を含む。）及び改修に要する資金として金融機関等から資金の融資を受けた場合における当該融資に係る利子	金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入れ利率年8.5パーセントを限度）	1戸当たり3,250千円を限度とする。ただし、危険住宅が移転促進区域内にある場合は、1戸当たり4,570千円を限度とする。
第4条第2項 第2号の事業	代替住宅を建築する敷地の購入に要する資金として金融機関等から資金の融資を受けた場合における当該融資に係る利子	同上	1戸当たり960千円（土地のみ）を限度とする。ただし、危険住宅が移転促進区域内にある場合は、1戸当たり2,657千円（土地2,060千円、敷地造成597千円）を限度とする。
第4条第1項 第2号の事業	土砂災害対策改修に係る経費	土砂災害対策建築物について行う土砂災害対策改修に係る工事費	土砂災害対策改修に係る工事費の23%を限度とする。ただし、当該工事費の対象額は3,360千円を限度とする。

いわき市開発行為指導要綱（抄）

（昭和 62 年 1 月 10 日施行）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市における開発行為に関し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、秩序ある土地利用を図り、もって健全で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

第 2 章 公共・公益施設の設置等

（公共・公益施設の設置等）

第 5 条 開発行為を行おうとする者（以下「開発行為者」という。）は、開発行為に当たっては、公共施設及び医療施設、教育施設、集会施設等公益上必要となる施設（以下これらを「公共・公益施設」という。）を設置し、又はその用に供する土地を確保するように努めるものとする。

第 3 章 開発行為についての事前協議

（公共・公益施設の建築に係る開発行為等についての事前協議）

第 9 条 開発行為者は、その行おうとする開発行為が法第 29 条第 1 項第 3 号に掲げる開発行為に該当するときは、事前に市長に協議するようにするものとする。

（市街化調整区域内における開発行為等についての事前協議）

第 10 条 市街化調整区域内における開発行為又は法第 43 条第 1 項の規定により市長の許可を要する建築等の行為であって次に掲げる建築物等に係るものを行おうとする者は、当該開発行為の許可又は当該市長の許可の申請前に市長に協議するようにするものとする。

- (1) 収用対象事業の施行に伴い市街化区域から移転する建築物等
- (2) 市長が指定する道路の沿道に存する大規模流通業務施設
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が事前の協議を必要と認める建築物等

（1 ヘクタール以上の開発行為についての事前協議）

第 10 条の 2 開発行為者は、その行おうとする開発行為が法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要するものであり、かつ、その規模が 1 ヘクタール以上であるときは、当該許可の申請前に市長に協議するようにするものとする。ただし、市長が当該協議を不要と認めたときは、この限りでない。

第4章 土地利用調整協議会

(設置)

第11条 第10条の2の規定による1ヘクタール以上の開発行為について事前協議（以下単に「事前協議」という。）を行う場合において、当該事前協議に係る開発行為に関し、関係各課の連絡調整を図るため、土地利用調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

福島県開発行為に伴う防災対策技術基準 のうち土砂流出防止対策基準（抄）

1 土工

(1) 盛土材料

盛土材料としては、せん断強度が大きく、圧縮性の小さい土を使用し、ベントナイト、温泉余土、酸性白土や有機質を含んだ土は使用してはならない。

(2) 盛土高

盛土の高さは、原則として最高 15m までとし、直高 5 m 毎に幅 1 m 以上の小段を設置するものとする。

(3) 盛土勾配

ア 盛土法面の勾配は 35 度（1.5 割）より緩い勾配で仕上げなければならない。

(4) 盛土法面処理

ア 法面は、植生による保護を原則とし、裸地で残してはならない。

(5) 切土

造成地及び附帯道路における切土は、地形、地質その他の自然状況を考慮のうえ、斜面の崩壊に対し安全であるようにしなければならない。

2 地すべりに対する処理

地形、地質的に地すべり現象が予想される箇所には、造成工事を計画してはならない。やむを得ず地すべり現象が予想される箇所に造成工事をする場合にあっては、十分調査検討の上必要な防止対策工を施工すること。

改正

令和2年6月8日

いわき市ブロック塀等撤去支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の転倒又は倒壊による被害を未然に防止するため、倒壊等のおそれのあるブロック塀等の撤去等を行う者に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 一般交通の用に供されている道をいう。
- (2) ブロック塀等 ブロック塀、レンガ塀、石塀その他の組積造の塀をいう。
- (3) 高さ 道路面からの高さをいう。
- (4) 撤去等 撤去又は部分撤去（高さを1メートル未満にするもの。）をいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象物」という。）は、市内に存するブロック塀等のうち撤去等を行う事業に係るものであって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 地震により倒壊等のおそれのあるもの
- (3) 道路に面し、高さが1メートル以上であるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、いわき市内に本店又は支店等を置く工事施工者により施工される補助対象物の撤去等を行う事業とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定される道路とみなし道路境界線間にブロック塀等が残存される部分撤去は除く。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、ブロック塀等を所有する者（以下「所有者等」という。）で、補助対象事業

を実施する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体がブロック塀等の撤去を行う場合
- (2) 補助対象物が公共事業の補償対象となる場合
- (3) 補助対象者が市税を滞納している場合
- (4) 既に同一敷地内において本要綱による補助を受けている場合
- (5) 補助対象物について、他の制度による補助金の交付を受けている場合
(交付対象費用)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象物を撤去又は部分撤去に要した費用とする。

（補助金の額）

第7条 市が交付する補助金の額は、補助対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額又はブロック塀等の総延長について延長1メートルあたり5,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の規定に基づき算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

（事前協議）

第8条 補助対象者は、いわき市ブロック塀等撤去支援事業事前協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業内容等に係る事前協議を市長に行わなければならない。

- (1) ブロック塀等点検表（第2号様式）
- (2) ブロック塀等の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事前協議結果通知）

第9条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があった場合は、その内容を精査の上、申請者に対し事前協議結果通知書（第3号様式）により結果を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、前2条の規定による事前協議が完了した後、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書
- (2) 市税の滞納が無いことを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第5条第2項の規定に基づき、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第12条 補助対象者は、規則第7条第1項の規定に基づき、事業内容及び経費の配分を変更（補助金額の変更を伴わないものを除く。）しようとする場合又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する実績報告を行わなければならない。

2 前項の規定による実績報告の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) ブロック塀等の撤去完了写真
- (4) 産業廃棄物管理票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第12条第1号に規定する書類は、同条ただし書の規定により提出を省略するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第15条 この要綱により市長に提出する書類は、正副2部とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日）

この要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から実施する。

年 月 日

いわき市長 様

申請者〔住所〕
ふりがな
 〔氏名〕印
 〔電話〕

いわき市ブロック塀等撤去支援事業事前協議書

いわき市ブロック塀等撤去支援事業補助金実施要綱第8条の規定により、次の事業の実施について協議します。

注意) のある欄は、該当ある箇所にレ印を付けてください。

申請者の区分		<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 親 族（委任状の添付が必要）
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 概 要	所 在 地		
	構 造	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> 石造
		<input type="checkbox"/> レンガ造	<input type="checkbox"/> その他の組積造
	高 さ	m	
	延 長	m	
工 事 の 概 要	工事種別	<input type="checkbox"/> 全部撤去	<input type="checkbox"/> 部分撤去
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日（予定）	
	施 工 者	（名称） （住所）	
	工 事 額	円	
国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体がブロック塀等の撤去を行う <input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない			
補助対象物が公共事業の補償対象となる <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外			
同一敷地内において本要綱による補助を受けている <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない			
補助対象物について、他の制度による補助金の交付を受けている <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない			
※受付欄（市記入欄）		※備考（市記入欄）	

ブロック塀等点検表

所在地			
高さ	m	延長	m

点検項目	□コンクリートブロック造	□組積造 (石造、レンガ造等)	調査結果		
			適合	不適合	不明
1 高さ	塀の高さは 2.2m 以下	塀の高さは 1.2m 以下	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	/
2 厚さ	塀の高さが 2m 以下の場 合、厚さ 10cm 以上 塀の高さが 2m 超の場合、 厚さ 15cm 以上	塀の高さの 1/10 以上	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3 控え壁	塀の長さ 3.4m 以下ごとに 塀の高さの 1/5 以上 突出した控え壁がある (塀の高さが 1.2m 以下の 場合は除く)	塀の長さ 4m 以下ごとに 塀の厚さの 1.5 倍以上 突出した控え壁がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
4 基礎	基礎の丈 35cm 以上、 根入れの深さ 30cm 以上 (塀の高さが 1.2m 以下の 場合は除く)	基礎の根入れの深さ 20cm 以上	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 不明
5 老朽化	傾き、ひび割れ等がない	傾き、ひび割れ等がない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	/
6 鉄筋の有無	塀の中に直径 9mm 以上の 鉄筋が縦横に 80cm 以下 の間隔で配置されている	/	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
点検結果	<input type="checkbox"/> 点検項目の全てで適合している <input type="checkbox"/> 点検項目のうち、一つでも適合していない				

注意) □のある欄は、該当ある箇所にレ印を付けてください。

※受付欄	※備考

申請者 住 所
氏 名 様

いわき市長
清水 敏男

事前協議結果通知書

このことについて、 年 月 日付けで提出された事前協議の結果を、
いわき市ブロック塀等撤去支援事業実施要綱第9条の規定に基づき通知します。

協議結果	<input type="checkbox"/> 交付対象となる <input type="checkbox"/> 交付対象とならない (理由：)
ブロック塀等の所在地	いわき市
摘 要	

- ※ 本通知書は、事前協議の結果を通知するものであり、補助金の交付決定をするものではありません。
- ※ 交付対象となる場合、いわき市ブロック塀等撤去支援事業補助金実施要綱第10条の規定に基づき必要書類を添えて、補助金の交付申請をしていただく必要があります。

被災者生活再建支援法のあらまし

1 被災者生活再建支援法の目的及び経緯

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に平成10年5月に成立した。その後、平成16年及び平成19年に法改正が行われ、被災者への支援制度の充実や、手続きの簡素化等の被災者の負担軽減が図られ、現在に至っている。

2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。支援法の対象となる自然災害は、次のとおり。(法第2条第1号、令第1条)

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
 - ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
 - ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)
- ※ ①は災害救助法の適用が必ずしも前提にはなっていない
※ ②～⑥については①に掲げるいわゆるみなし規定は適用にならない
※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

3 支援金の支給対象

上記2に該当する自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態

が継続することが見込まれる世帯（法第2条第2号イ、ロ、ハ）。

- ② 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）（法第2条第2号ニ）が支援金の支給対象となる。
- ③ 令和2年12月の支援法の一部改正により、支援金の支給対象が中規模半壊世帯まで拡大（適用される対象災害については、令和2年7月豪雨災害以降に適用）。中規模半壊世帯への支援金は「加算支援金」のみとなる。

4 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（法第3条第2項）。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【基礎支援金及び加算支援金の金額】

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	解体世帯		補修	100万円	200万円
	長期避難世帯		賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	解体世帯		補修	75万円	150万円
	長期避難世帯		賃借	37万5千円	112万5千円
	大規模半壊世帯	37万5千円	建設・購入	150万円	187万5千円
			補修	75万円	112万5千円
			賃借	37万5千円	75万円
	中規模半壊	-	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※ 加算支援金のうち、2つ以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする（法第3条第3項）

※ 単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3／4とする（法第3条第5項）

5 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月、加算支援金は、被災した日から37月（令第4条第1項、第2項）。

また、やむを得ない場合は申請期間の延長も可能（令第4条第4項）

6 被災者生活再建支援法人

支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給することとしている。そのため、都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している（法第4条）。

7 国の補助

国は、支援法人が支給する支援金の額の2分の1を補助することとされている（法第18条）。

津波防災地域づくりに関する法律のあらまし

1 施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する。

2 法の趣旨

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定められている。

3 概要

① 基本指針の設定

国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針を定めなければならない。【法第3条】

② 津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。【法第8条】

③ 推進計画*1の作成

市町村は、基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。【法第10条】

※ 特例措置（推進計画区域内における特例）

(1) 津波防災住宅等建設区の創設【法第12条】

(2) 津波避難建築物の容積率規制の緩和【法第15条】

(3) 都道府県による集団移転促進事業計画の作成【法第16条】

④ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画に定めることができる。【法第17条】

⑤ 津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。【法第18条】

⑥ 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

(1) 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域

(イエローゾーン*2)として指定することができる。【法第53条】

(2) 都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン*3・レッドゾーン*4）として指定することができる。【法第72条】

*1 推進計画とは

地域の実情に応じて津波防災地域づくりの方針や施策等を定めた計画

- 推進計画区域の設定
- 海岸保全施設、津波防護施設等の整備
- 市街地の整備改善のための事業
- 避難路、避難施設等の整備 など

*2 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

津波が発生した場合に、住民等の生命、身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域で都道府県知事が指定できる。

- 市町村地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）に関する事項の記載
- 市町村による津波ハザードマップの作成
- 市町村による避難施設の指定・管理協定の締結
- 地下施設・避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施など

*3 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）とは

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域で都道府県知事が指定できる。

- 一定の社会福祉施設、病院、学校については、居室の床面の高さが津波の水深以上であること
- 病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制 など

*4 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）に、住宅等の規制が追加された区域で都道府県知事が指定できる。

- 住宅等の居室の一部が津波の水深以上であること など